

「埼玉県防犯指針」の概要

1 指針策定の趣旨

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号。以下「条例」という。）に基づき、次の5つの指針を定め、これらの指針に基づき防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起こさせにくい地域社会を実現しようとするものです。

2 指針策定の根拠及び策定者

指針の名称	条例の根拠規定	策定者
学校等における児童等の安全を確保するための指針	条例第11条第2項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
通学路等における児童等の安全を確保するための指針	条例第12条第2項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	条例第14条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針	条例第16条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定
防犯カメラの設置と利用に関する指針	条例第19条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定

3 各指針の概要

（1）学校等における児童等の安全を確保するための指針

学校、専修学校高等課程、各種学校（外国人の児童・生徒及び幼児に教育を行っているもの）及び児童福祉施設の施設内において、児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものです。

（2）通学路等における児童等の安全を確保するための指針

学校等の児童等が通学、通園に利用している道路並びに児童等が日常に利用している公園及び広場等での児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものです。

（3）犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を目的に定めたものです。

（4）犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

住宅の新築、改築の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示すことにより、防犯上の高い住宅の普及を目的に定めたものです。

（5）防犯カメラの設置と利用に関する指針

道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的に定めたものです。